

April 2019 No.19-5

# 会計・監査ダイジェスト

## 会計及び監査を巡る動向 2019年4月号

会計・監査ダイジェストは、日本基準、修正国際基準、国際基準及び米国基準の会計及び監査の主な動向についての概要を記載したものです。



### 1. 日本基準


#### ■法令等の改正

##### 【最終基準】

(1) 金融庁、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」を公表

金融庁は2019年4月26日、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」（以下、「本改正」）を公表した。

本改正は、企業会計基準委員会が策定・公表した企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」を踏まえ、財務諸表等規則及び連結財務諸表規則について所要の改正を行うものである。

 本改正は、公布の日（2019年4月26日）から施行され、2019年4月1日以後に開始する事業年度において行われる企業結合について適用される。

##### 【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報（2019年5月7日発行）](#)

(2) 金融庁、企業会計基準の指定に関する金融庁告示の一部改正を公表

金融庁は2019年4月26日、企業会計基準の指定に関して、「財務諸表等規則」及び「連結財務諸表規則」に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部改正（以下、「本改正」）を公表した。

本改正は、企業会計基準委員会が2019年1月31日までに公表した次の会計基準について、財務諸表等規則第1条第3項及び連結財務諸表規則第1条第3項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とすることとしている。

- 企業会計基準第21号「企業結合」（2019年1月16日公表）



本改正は公布の日（2019年4月26日）から施行される。

##### 【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報（2019年5月7日発行）](#)

##### 【公開草案】

該当なし

#### ■会計基準等の公表（企業会計基準委員会（ASBJ））

##### 【最終基準】

該当なし

##### 【公開草案】

該当なし

#### ■監査関連

##### 【最終基準】

該当なし

##### 【公開草案】

金融庁、株式報酬に係る開示規制の見直し等のための「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等を公表

金融庁は2019年4月19日、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等（以下、「本改正案等」）を公表した。本改正案等の主な内容は次の通りである。

- 近年、経営陣等にインセンティブを付与するための業績連動報酬として譲渡制限付株式を交付する企業が増加していることを踏まえ、株式報酬に係る開示規制の見直しを提案している。
- 「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書における提言を受け、監査人の異動があった場合の臨時報告書における開示内容の拡充を提案している。
- 電子開示手続等を行う場合の電子証明書の使用に関する留意事項の見直しを提案している。



コメントの締切りは2019年5月20日である。本改正は、公表日以後に公布・施行される予定である。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報（2019年4月25日発行）](#)

## ■INFORMATION

### (1) 金融庁、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書(4)を公表

金融庁は2019年4月24日、「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性（『スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議』意見書(4)）」（以下、「本意見書」）を公表した。

本意見書においては、次回スチュワードシップ・コード改訂などを見据えた当面の課題について、スチュワードシップについては①運用機関、②企業年金等のアセットオーナー、③サービスプロバイダーに関して、コーポレートガバナンスについては①監査に対する信頼性の確保、②グループガバナンスの在り方に関して、検討の方向性が示されている。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報（2019年4月26日発行）](#)

### (2) 金融庁、企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）に係る追加資料を公表

金融庁は2019年4月1日、企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）に係る追加資料として、金融庁が経団連で開催した講演資料のほか、有価証券報告書で新たに記載が必要になる株主総利回りの算定シート（Excelファイル）を公表した。

講演資料では、企業情報の開示の充実に向けた最近の取組みの全体像や背景のほか、海外機関投資家からの意見、3月に公表された「記述情報の開示の好事例集」には含まれなかった役員報酬や政策保有株式に関する開示例も紹介されている。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報（2019年4月2日発行）](#)

日本基準についての詳細な情報、過去情報は  
[あずさ監査法人のウェブサイト（日本基準）](#)へ

## 2. 修正国際基準

### ■修正国際基準に関する諸法令等（金融庁）

#### 【最終基準】

金融庁、修正国際基準の指定に関する金融庁告示の一部改正を公表

金融庁は2019年4月26日、修正国際基準の指定に関して、「連結財務諸表規則」に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部改正（以下、「本改正」）を公表した。

本改正は、企業会計基準委員会が2018年12月31日までに公表した次の修正国際基準について、連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準とすることとしている。

- 修正国際基準の適用（2018年12月27日公表）



本改正は公布の日（2019年4月26日）から施行される。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報（2019年5月7日発行）](#)

#### 【公開草案】

該当なし

### ■会計基準等の公表（ASBJ）

#### 【最終基準】

該当なし

#### 【公開草案】

該当なし

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は  
[あずさ監査法人のウェブサイト（修正国際基準）](#)へ

### 3. 国際基準

#### ■我が国の任意適用制度に関する諸法令等（金融庁）

##### 【最終基準】

金融庁、指定国際会計基準の指定に関する金融庁告示の一部改正を公表

金融庁は2019年4月26日、指定国際会計基準の指定に関して、「連結財務諸表規則」に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部改正（以下、「本改正」）を公表した。

本改正は、国際会計基準審議会が2018年12月31日までに公表した次の国際会計基準について、連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準とすることとしている。

- 国際財務報告基準(IFRS)第3号「企業結合」（2018年10月22日公表）
- 国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」（2018年10月31日公表）
- 国際会計基準(IAS)第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」（2018年10月31日公表）



本改正は公布の日（2019年4月26日）から施行される。

##### 【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報（2019年5月7日発行）](#)

##### 【公開草案】

該当なし

#### ■会計基準等の公表（国際会計基準審議会（IASB）、IFRS解釈指針委員会）

##### 【最終基準】

該当なし

##### 【公開草案】

該当なし

#### ■監査関連

該当なし

IFRSについての詳細な情報、過去情報は

[あずさ監査法人のウェブサイト（IFRS）へ](#)

### 4. 米国基準

#### ■会計基準等の公表（米国財務会計基準審議会（FASB））

【最終基準（会計基準更新書（Accounting Standards Update; ASU））】

ASU第2019-04号「ASCの改訂：金融商品 - 信用損失（トピック326）、デリバティブ及びヘッジ（トピック815）並びに金融商品（トピック825）」の公表（2019年4月25日FASB）

本ASUは、金融商品の分類及び測定（ASU第2016-01号）及び信用損失（ASU第2016-13号）並びにデリバティブ及びヘッジ（ASU第2017-12号）によって改訂される会計基準の内容を明確化するために、以下を含む追加的な改訂を行うものである。なお、本改訂には信用損失に関する移行リソースグループ（TRG）での審議が反映されている。

- 公正価値を容易に測定できない持分投資については代替的な測定方法（321-10-35-2）が定められており、特定の事象が生じた場合にのみ公正価値での再測定をすればよいとされている。この再測定が「公正価値測定（トピック820）」の開示要求における区分上、「非経常的な公正価値測定」に該当することを明確化する。
- 償却原価で測定される金融資産に対する予想信用損失の見積りには償却後に予想される回収額も反映することを明確にする。改訂前のトピック326のガイダンスでは、償却処理した金融資産の価値の回復は、実際に回収するまで認識できないとされていた。なお、償却後に予想される回収額は、すでに償却済の額と予想信用損失の見積上見込んだ将来の償却予想額の合計を上回ってはならない。
- 予想信用損失の見積りは金融資産の契約期間に基づき算定する。ここで、貸手が無条件でキャンセルできない契約上の延長または更新オプションの対象期間は金融資産の契約期間に含まれることを明確にする。改訂前のトピック326のガイダンスでは、延長・更新オプションを契約期間に考慮すべきが不明瞭であった。
- 担保処分による回収を想定して、予想信用損失の見積りに担保の公正価値を使用する場合、担保の売却にかかるコストを考慮しなければならないことを明確化する。なお、担保の公正価値が報告日時点のものであることとの整合性から、売却コストについても将来の売却であることを前提としての現在価値への割引は行わない。



本ASUの発効日は、その改訂内容ごとに設定されている。

金融商品の分類及び測定についてのASU第2016-01号関連の改訂は、2019年12月15日より後に開始する事業年度及びその期中期間から適用される。早期適用も原則認められる。本ASUの適用に伴う累積的影響額は、ASU第2016-01号の適用日に遡って当該時点の期首剰余金を調整することにより、遡及的に修正する。但し、公正価値を容易に測定できない持分投資についての代替的な測定方法に関連する改訂は、将来に向かって適用する。

予想信用損失についてのASU第2016-13号関連の改訂は、原則同ASUと同時に適用しその移行措置の対象となる。同ASUをすでに早期適用している場合は、2019年12月15日より後に開始する事業年度及びその期中期間から適用開始、一定条件下で早期適用も認められるが、本ASUの適用に伴う累積的影響額はASU第2016-13号の適用日に遡って当該時点の期首剰余金を遡及的に修正する。

デリバティブ及びヘッジについてのASU第2017-12号その他の改訂は、原則同ASUと同時に適用しその移行措置の対象となる。同ASUをすでに早期適用している場合は、本ASU公表後の最初の事業年度の期首から適用開始、早期適用も認められる。この場合、本ASUをASU第2017-12号の適用日まで遡及的に適用するか、又は将来に向かって適用するかを選択できるが、一部例外事項がある。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

[Defining Issues \(英語\)](#)

#### 【公開草案（会計基準更新書案（ASU案））】

該当なし

#### ■監査関連

該当なし

米国基準についての詳細な情報、過去情報は

[あずさ監査法人のウェブサイト（米国基準）](#)へ

## ■ 関連資料紹介

- [【書籍】 詳細解説 IFRS開示ガイドブック（第2版）](#)
- [【書籍】 図解 収益認識基準のしくみ](#)
- [【書籍】 論点で学ぶ国際財務報告基準（IFRS）](#)
- [改訂版：IFRS第16号「リース」 ～適用に向けて～ シリーズ1：新基準への移行](#)
- [新収益認識基準が企業経営に与える影響の考察～業種別シリーズ 製造業・卸売業～](#)

## ■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。

[www.kpmg.com/jp/socialmedia](http://www.kpmg.com/jp/socialmedia)



## ■ 会計・監査コンテンツアーカイブのご紹介

会計・監査コンテンツをトピック別、業種別で絞り込み、一覧表示することができます。

[www.kpmg.com/jp/search-tool](http://www.kpmg.com/jp/search-tool)



### 会計・監査コンテンツ アーカイブ

会計・監査コンテンツをトピック別、業種別で絞り込み、一覧表示することができます。

年	<input type="checkbox"/> 2018 <input type="checkbox"/> 2017 <input type="checkbox"/> 2016 <input type="checkbox"/> 2015 <input type="checkbox"/> 2014 <input type="checkbox"/> 2013 <input type="checkbox"/> 2012以前
会計基準	<input type="checkbox"/> 日本基準 <input type="checkbox"/> 修正国際基準 <input type="checkbox"/> IFRS <input type="checkbox"/> 米国基準
トピック	<input type="checkbox"/> 基準全般 <input type="checkbox"/> 概念フレームワーク <input type="checkbox"/> 初年度適用 <input type="checkbox"/> 繰卸資産 <input type="checkbox"/> 有形固定資産 <input type="checkbox"/> 無形資産 <input type="checkbox"/> 引当金 <input type="checkbox"/> 退職給付 <input type="checkbox"/> 株式報酬 <input type="checkbox"/> 資本 <input type="checkbox"/> 収益 <input type="checkbox"/> 税金・税効果 <input type="checkbox"/> 企業結合・共通支配下取引 <input type="checkbox"/> 連結・持分法 <input type="checkbox"/> 金融商品 <input type="checkbox"/> 減損・公正価値測定 <input type="checkbox"/> 外貨換算 <input type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> 保険契約 <input type="checkbox"/> 表示・開示 <input type="checkbox"/> 期中報告 <input type="checkbox"/> 監査 <input type="checkbox"/> 法令・制度 <input type="checkbox"/> その他
業種	<input type="checkbox"/> 鉱業 <input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> インフラストラクチャー <input type="checkbox"/> 消費財・小売・食品 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 化学 <input type="checkbox"/> 製薬 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他製造 <input type="checkbox"/> エネルギー <input type="checkbox"/> 運輸・物流 <input type="checkbox"/> 情報 <input type="checkbox"/> 通信 <input type="checkbox"/> 商社・卸売 <input type="checkbox"/> 流通・小売 <input type="checkbox"/> 金融 <input type="checkbox"/> プライベートエクイティ <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> ヘルスケア <input type="checkbox"/> パブリックセクター <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> ホスピタリティ <input type="checkbox"/> メディア <input type="checkbox"/> グローバルジャパニーズプラクティス <input type="checkbox"/> 中堅企業 <input type="checkbox"/> 新興国
タイトル	<input type="text"/>

検索

1 - 10件 / 1147件  表示

発行日 ▼	タイトル
2018年4月25日	IFRICニュース
2018年4月23日	金融庁、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループに係る意見募集を開始
2018年4月20日	IFRS実務トピックニュースレター～銀行業～（2018-01）LIBOR改革が会計処理に与える影響
2018年4月20日	Q&A - 米国税制改革、KPMGのハンドブック「法人所得税の会計処理」の補足（英語）（米国基準）
2018年4月18日	日本基準 平成30年3月期決算の留意事項 - チェックリスト

## ■ KPMG会計・監査AtoZアプリのご紹介

あずさ監査法人が提供する会計・監査情報アプリ「KPMG会計・監査AtoZ」では、いつでも・どこでも日本基準、修正国際基準、IFRS、そして米国基準に関する会計・監査情報を閲覧できるほか、動画による解説コンテンツを視聴することができます。

KPMGジャパンウェブサイトのアプリ紹介ページ  
[www.kpmg.com/jp/kpmg-atoz](http://www.kpmg.com/jp/kpmg-atoz)



## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

- あずさ監査法人トップページ ([Link](#))
- 日本基準 ([Link](#))
- 修正国際基準 ([Link](#))
- IFRS ([Link](#))
- 米国基準 ([Link](#))